

令和7年度新潟県困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議 (代表者会議) 議事概要

日時 令和8年1月22日(木) 午後1時30分～3時30分
会場 新潟県自治会館別館 ゆきつばき
出席者 委員名簿のとおり

1 開会(中村福祉保健部長あいさつ)

2 議事

(1) 新潟県における困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援について 事務局から資料1、2-1、2-2及び2-3について説明

○資料2-3 指標の変更について(主な意見)

【委員】

変更前指標「生活困窮世帯等のこどもへの学習支援を利用できる市町村」
中間評価(令和元年)時点で23市町村となっており、7市町村で実施されて
いない。この7市町村での取組が着実に進んでいくのか心配である。

【事務局】

こども家庭課のほか、関係機関である教育庁生涯学習推進課、福祉保健総
務課と連携して、1つでも多くの市町村が取り組めるように、県として支
援を今後とも続けていきたいと思っている。

(2) 関係機関の取組状況について

新潟地方裁判所、(一社)新潟県医師会、(公財)新潟県女性財団、新潟市男女
共同参画課、新潟県中央福祉相談センターから資料3について説明

(3) 協議及び情報交換(主な発言内容)

① 市町村で開催する支援調整会議の開催について

【燕市】

必要に応じ、相談者も含め関係者と個別ケースを開催しているが、職員が
限られている中、代表者会議を開催するのは難しいのではないかと感じて
いる。要対協と国の示す支援調整会議を兼ねるには、要対協の会議では関係
機関が不足しており、新たな関係機関の追加が必要になると考えている。燕
市は、今年度動き始めたばかりのため、他市町村の意見等を伺いたい。

【事務局】

厚生労働省が発出した基本方針の中で、「近接分野の関係機関の連携を図るための会議で、構成員が共通的なものについては、それぞれの議論すべき事項が適切に議論されるのであれば、双方の会議をかねて開催すること等、既存の会議体を活用することを妨げるものではない。」との記載があることから、関連性が高い分野の既存会議を活用することも可能。

【聖籠町】

R7.8 にこども家庭課が実施したヒアリングの中で、既存の会議を一体的に位置づけることも可能との助言をいただき、今年度から既存の会議（心の健康づくり部会）を支援調整会議と一体的に開催する予定としている。

② 市町村の相談支援員の配置について

【長岡市】

県民からの相談については、原則居住地自治体の方から対応していただくことが原則であると考えているが、市外の方からたくさんの相談が寄せられている。

県の基本計画にもあるとおり、今後は市町村に相談支援員を配置するとともに、県民全体に市町村の相談窓口が明確に伝わるようにしてほしい。

【事務局】

今年度は女性相談支援員未配置市町村を対象にヒアリングを実施し、配置をすることで女性相談のワンストップ化が図られ、困難女性の早期把握、早期対応が可能となるといったメリットを説明した。

このほか、相談支援員未配置市町村を対象とした伴走型の支援を行い、相談体制の整備が進むよう後押ししている。

女性相談窓口の周知については、県の取組として相談窓口を記載したリーフレットの作成、関係機関の一覧を県 HP に掲載する等の取組を行っている。

③ 民間団体との連携について

(1) 【NPO 法人 女のスペース・にいがた】

国は困難な問題を抱える女性への支援について、公的機関と民間団体が密接に連携し、切れ目のない支援が必要であるとし、事業提案を行っているが、どのように考えているか。

【事務局】

県では市町村や民間団体等が連携し、切れ目なく支援を行うという女性支援新法の趣旨及び県計画を踏まえ、圏域別で連携会議を開催し、民間団体等との連携事例の共有や研修により、関係者間のネットワークづくりを強化するとともに、相談支援に従事する方々の専門性の向上に努めているところ。

民間団体への委託により民間団体の相談員を市町村に派遣し、担当職員のノウハウやスキルを高める伴走支援や、一時保護施設の入所者の生活相談や裁判所等への同行支援、退所者への家庭訪問等での生活の安定と自立に向けた支援などについて、民間団体と連携して行っている。

(2) 【上越市】

身近な相談に対応する行政以外の支援団体が近隣にないことから、民間団体と連携することに苦慮している状況にあるため、他自治体の事例を教えてください。

今後、若年層向けの居場所づくりをしている団体とも連携できたらよいと考えている。

【長岡市】

今年度から困難な問題を抱える女性の支援事業としてアウトリーチ支援事業を行っている。当事者が気軽に立ち寄り、支援者と話をしたり、他の女性との交流等ができるような支所単位での居場所づくりを展開している。委託先は市民活動支援の相談窓口等を運営している NPO 団体としている。幅広いネットワークの中で、官民間問わず必要な支援につなげる役割を果たすことができる団体。コロナ禍に不安を抱える女性の相談支援のお手伝いをしていただいたことがきっかけ。

※ 一時保護に関する協議及び情報交換については、業務の性質上、公表することにより関係者・機関との信頼関係が失われるなど、今後の一時保護業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非公表としている。

3 閉会